

後期分授業料免除申請確認書

香川大学長 殿

私は、下記の内容を確認し、2026年度後期分授業料免除を希望いたします。

(申請者の情報は、2026年10月1日現在の情報を記入してください。)

提出日		(西暦)	年	月	日
申請者	所属	研究科		専攻	年次
	氏名	(申請者本人が署名)			
	現住所	〒 ー ー ー ー ー			
	TEL				

(記載内容を確認し、該当する内容の□に✓を記入してください。)

① 2026年4月2日以降の状況について、2026年度前期分の申請内容から

☐ 変更はありません。

- ☐ 2026年4月2日以降、就職・転職・退職をしていません。(TA, RA, TF等を含む)
- ☐ 2026年4月2日以降、申請者(または配偶者)は新たな給付型奨学金の受給を開始(終了)していません。
- ☐ その他、下記の【変更事由の例】を参考に、申請内容に変更がないことを確認しました。
- ☐ 2026年10月1日までに、申請内容に変更があった場合は、直ちに学生生活支援課へ連絡します。

☐ 変更事由があります。

- ☐ 「(様式0) 変更事由申立書」及び関係書類を併せて提出します。
- ☐ 2026年10月1日までに、申請内容に変更があった場合は、直ちに学生生活支援課へ連絡します。

② 2026年4月2日以降に、

☐ 在留カードを更新しました。(配偶者も含む)

- ☐ 在留カードのコピー(表裏両方)を併せて提出します。

☐ 住居の契約期間を更新しました。

- ☐ 賃貸借契約書のコピーを併せて提出します。

【変更事由の例】

<世帯状況>

- ・引っ越しをした
- ・世帯構成員の数に変更があった
- ・申請者が風水害の被害を受けた
- ・就学者の数に変更があった
- ・申請者(または配偶者)が給付型奨学金の受給を開始・終了した 等

<申請者および配偶者の収入状況>

- ・就職・転職・退職した(TA, RA, TF等を含む)
(給与の増減の場合は変更事由になりません)
- ・雇用形態が変わった(パートから正社員に変更等)
- ・親戚・知人からの援助が開始・終了した 等

<その他>

- ・2026年10月1日付けで最短修業年限を超過する
- ・申請の取り下げ(後期は申請しない) ⇒ 学生生活支援課へご連絡ください。

学籍番号

26GXXX

(私費外国人留学生用)

記入例

後期分授業料免除申請確認書

香川大学長 殿

私は、下記の内容を確認し、2026年度後期分授業料免除を

(申請者の情報は、2026年10月1日現在の情報を記入してください。)

「現住所」欄は住民票の住所ではなく、2026年10月1日時点で、
実際に居住する現住所を記入してください※申請後、10月1日までに住所が変更になった場合は
必ず連絡してください

提出日	(西暦)	2026	年	XX	月	XX	日
申請者	所属	創発科学	研究科	創発科学	専攻	1	年次
	氏名	香川 一郎 (申請者本人が署名)					
	現住所	〒 760 - 8521 香川県高松市幸町 1 - 1					
	TEL	090-XXXX-XXXX					

(記載内容を確認し、該当する内容の口に✓を記入してください。)

該当する口を、漏れなく✓してください

① 2026年4月2日以降の状況について、2026年度前期分の申請内容から

☒ 変更はありません。

- ☒ 2026年4月2日以降、就職・転職・退職をしていません。(TA, RA, TF等を含む)
- ☒ 2026年4月2日以降、申請者(または配偶者)は新たな給付型奨学金の受給を開始(終了)していません。
- ☐ その他、下記の【変更事由の例】を参考に、申請内容に変更がないことを確認しました。
- ☒ 2026年10月1日までに、申請内容に変更があった場合は、直ちに学生生活支援課へ連絡します。

☐ 変更事由があります。

- ☐ 「(様式0) 変更事由申立書」及び関係書類を併せて提出します。
- ☐ 2026年10月1日までに、申請内容に変更があった場合は、直ちに学生生活支援課へ連絡します。

② 2026年4月2日以降に、

☒ 在留カードを更新しました。(配偶者も含む)

- ☒ 在留カードのコピー(表裏両方)を併せて提出します。

✓がつく方は、
在留カードのコピー(表裏両面)を
提出してください☒ 住居の契約期間を更新しました。

- ☒ 賃貸借契約書のコピーを併せて提出します。

✓がつく方は、
更新した賃貸借契約書のコピーを
提出してください

【変更事由の例】

<世帯状況>

- ・引っ越しをした
 - ・世帯構成員の数に変更があった
 - ・申請者が風水害の被害を受けた
 - ・就学者の数に変更があった
 - ・申請者(または配偶者)が給付型奨学金の受給を開始・終了した
- 等

<申請者および配偶者の収入状況>

- ・就職・転職・退職した(TA, RA, TF等を含む)
(給与の増減の場合は変更事由になりません)
 - ・雇用形態が変わった(パートから正社員に変更等)
 - ・親戚・知人からの援助が開始・終了した
- 等

<その他>

- ・2026年10月1日付けで最短修業年限を超過する
- ・申請の取り下げ(後期は申請しない) ⇒ 学生生活支援課へご連絡ください。